

公開用

第3回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要

開催日時	平成20年11月26日（水） 10:30～11:15
出席委員	10名（ほか代理出席1名）
事務局	山下（保健福祉部）次長 兼 福祉事務所長 松尾（保健福祉部）次長 兼 健康づくり課長 小濱（障害福祉課）課長 岩田（総務企画課）課長 前田（総務企画課）企画係長
協議対象団体	NPO法人「ほほえみ佐世保」代表（1名）

1. 開 会

2. 新任委員の紹介

3. 会議の公開・非公開

【次のとおり決定した】

会 議	今回の協議会については、原則公開とする。 ただし協議の過程で個人情報にふれる必要が生じた場合はその時点で非公開とする。ということを、全会一致で決定した。
-----	---

4. 議事

(1) 運送の対価の変更について

【NPO法人「ほほえみ佐世保」代表が運送の対価の変更について申し出た経緯について説明】

【事務局が、「協議資料」および「参考資料」をもとに今回申し出のあった運送の対価の変更が国の定める基準に合っていることを説明】

《質疑応答》

- (A委員) ①「ほほえみ佐世保」の説明の中に、病院での無料送迎が増えているという説明があったが、今後も増えることが予想されるのか。
- (B委員) ②C委員に何うが、病院が無償で送迎することは違法ではないのか。また、仮に、送迎費用を別で徴収したり、治療費の中に加算したりすることがあった場合は、違法となると思うがいかがか。
- ③輸送登録者数が今年の協議会時よりも減少しているのはなぜか。
- ④説明を聞いていると、現状では、ボランティアの運転者の方が個人負担する部分も相当あるのではないか。

- (団体代表) ①ボランティアが少なく、患者のニーズに対応できていないが多かったため、利用する患者が多かった病院側が見かねて始められたということであり、今後増えていくとは思わない。
- (C委員) ②病院が無償で患者の送迎を行うことは違法ではない。
仮に、運送の対価を別で徴収していれば当然違法となる。また、実際に事案が起きた場合の確認は困難であるとは思いますが、治療費の中に運送の対価を含めていた場合も違法となる。
- (団体代表) ③病院の無料送迎を利用しているため、利用しなくなった方もおられる。また、利用者が亡くなられることもある。新規で登録される方もおられる。ということで、登録者は、当初と比べると入れ替わりがあり、全体人数として減少している。
- ④はい。ボランティアの中でも、透析患者を送迎するということは特殊であり、個人負担の部分もあります。

《委員意見》

- (A委員) 事業者のみなさんが認めていただければ、対価の変更は認めてよいと思う。
- (B委員) ボランティアで行っているのに個人負担が生じているというような運賃形態はだめだと思う。運送の対価の変更を認めるべきであると思う。
- (C委員) 額的にも国の基準を満たし、営利を目的とするものではない。また、事業者の賛同もあるということで、対価の変更を認めても支障はないのではないかと思う。
- (D委員) 福祉有償に関する苦情等も聞いていないので、対価の変更を認めても問題ないのではないかと思う。
- (E委員) この程度と言っては失礼であるが、この金額であれば、認めたいと思う。
- (F委員) 事業者側から見ても対価の変更は必要であるという話であれば、認めるべきだろうと考えている。
- (G委員) 「ほほえみ佐世保」の存続のためにも、認可してあげたい。
- (H委員) 対価の値上げについては、特に問題ないのではないかと思う。
- (I委員) 「ほほえみ佐世保」は、会員相互で支援を行っている団体であり、ボランティアであっても、その方も透析を受けているということもある。団体自体が存続することと支援が成り立つためには、対価の変更については仕方ないと思う。
- (J委員) 組織自体、相互に助け合うシステムというのも必要であると思うし、国の基準の範囲内であるということの問題ないと思う。この改定内容であっても運営の方は大丈夫なのかなと心配な気はするが、対価の変更については賛成である。
- (K委員) 運送の対価の中には燃料費だけではなく、介助料等も含めることもできるようになっているのだが、利用者の負担の限界を考えて介助料等は含めずに対価を設定しているNPO法人の厳しい運営状況もわかる。厳しい運営状況に対応するためのこの程度の利用者の負担増については仕方がないラインだと思う。

(2) 採決

【次のとおり決定した】

全会一致	NPO法人「ほほえみ佐世保」が行なう福祉有償運送について、申し出のあった旅客から収受する対価の変更について合意する。
------	--

(3) 今後のスケジュールについて

- ① 運営協議会の主宰者である佐世保市長名で、申請者であるNPO法人「ほほえみ佐世保」に対して、運営協議会において協議が調ったことを証する書類(様式第3号)を交付する。
- ② 今後のスケジュールとして、平成21年度に1回の開催を予定している。
NPO法人「ほほえみ佐世保」が、昨年度登録をしてから2年を経過し、平成21年11月に定期的な更新となる。その前に第4回の運営協議会を開催する必要がある。

5. 閉 会

(以 上)